

新	旧																												
梶原町森林整備計画 I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 1 森林整備の現状と課題 本町の森林の現状は、下表のとおりとなっております。 <table><tr><th>区 分</th><th>面積・率 等</th></tr><tr><td>総面積</td><td>23,651ha</td></tr><tr><td>林野面積</td><td>21,457ha</td></tr><tr><td>民有林面積</td><td>18,132ha</td></tr><tr><td>民有林人工林面積</td><td>13,279ha</td></tr><tr><td>民有林人工林率</td><td>73%</td></tr><tr><td>民有林蓄積</td><td>8,199 千 m3</td></tr></table> 2～3（略） II 森林の整備に関する事項 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く） 1～3（略） 第2 造林に関する事項 1～5（略） 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準 1～3（略） 第4 1（略） 2 （1）（略） （2）施業の方法 （略）	区 分	面積・率 等	総面積	23,651ha	林野面積	21,457ha	民有林面積	18,132ha	民有林人工林面積	13,279ha	民有林人工林率	73%	民有林蓄積	8,199 千 m3	梶原町森林整備計画 I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 1 森林整備の現状と課題 本町の森林の現状は、下表のとおりとなっております。 <table><tr><th>区 分</th><th>面積・率 等</th></tr><tr><td>総面積</td><td>23,651ha</td></tr><tr><td>林野面積</td><td>21,457ha</td></tr><tr><td>民有林面積</td><td>18,079ha</td></tr><tr><td>民有林人工林面積</td><td>13,265ha</td></tr><tr><td>民有林人工林率</td><td>73%</td></tr><tr><td>民有林蓄積</td><td>8,191 千 m3</td></tr></table> 2～3（略） II 森林の整備に関する事項 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く） 1～3（略） 第2 造林に関する事項 1～5（略） 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準 1～3（略） 第4 1（略） 2 （1）（略） （2）施業の方法 （略）	区 分	面積・率 等	総面積	23,651ha	林野面積	21,457ha	民有林面積	18,079ha	民有林人工林面積	13,265ha	民有林人工林率	73%	民有林蓄積	8,191 千 m3
区 分	面積・率 等																												
総面積	23,651ha																												
林野面積	21,457ha																												
民有林面積	18,132ha																												
民有林人工林面積	13,279ha																												
民有林人工林率	73%																												
民有林蓄積	8,199 千 m3																												
区 分	面積・率 等																												
総面積	23,651ha																												
林野面積	21,457ha																												
民有林面積	18,079ha																												
民有林人工林面積	13,265ha																												
民有林人工林率	73%																												
民有林蓄積	8,191 千 m3																												

【別表 1】			【別表 1】		
区 分		森林の区域	区 分		森林の区域
(略)			(略)		
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		1-1~4-5、11-1~16-6、 17-1 、17-3、19-3、22-1~29-6、 30-4 、31-1~35-11、39-1~40-4、42-1~46-6、 55-2 、57-5、58-1~72-10、73-5、74-1~93-8、97-6、98-1~98-9、99-8、100-1~108-4、113-4、114-1~120-5、121-3、122-1~168-8、173-1~173-9、174-4、175-8、176-1~185-6、186-5、187-1~198-3、205-5~206-2、207-5、208-1~210-5、214-5、215-1~215-4 上記に係わらず、特用林産物を生産するための原木林の区域を除く。	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		1-1~4-5、11-1~16-6、17-3、19-3、22-1~29-6、31-1~35-11、39-1~40-4、42-1~46-6、57-5、58-1~72-10、73-5、74-1~93-8、97-6、98-1~98-9、99-8、100-1~108-4、113-4、114-1~120-5、121-3、122-1~168-8、173-1~173-9、174-4、175-8、176-1~185-6、186-5、187-1~198-3、205-5~206-2、207-5、208-1~210-5、214-5、215-1~215-4 上記に係わらず、特用林産物を生産するための原木林の区域を除く。
		13, 987ha			13, 674ha
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林		12-4、16-4、 17-1 、17-3、19-3、23-2、26-6、28-2、29-2、 30-4 、35-4、35-10、42-3、43-4、45-1、45-4、46-3、46-5、46-6、 55-2 、59-1、 62-1 、62-4、63-3、 63-6 、 64-1 、64-4、65-2、68-3、69-1、69-2、69-3、72-3、72-5、74-4、75-2、75-4、77-5、77-8、78-2、79-1、79-3、 81-7 、82-3、84-6、85-2、86-3、86-4、87-6、88-8、98-6、98-8、98-9、99-8、103-5、 107-1 、107-3、115-1、116-1、117-1、122-1、 126-4 、128-2、128-3、133-4、135-6、136-3、137-6、139-2、140-2、 142-7 、144-2、156-1、159-5、161-5、162-5、176-6、177-2、177-3、177-4、177-5、177-10、178-3、178-5、178-7、178-8、179-1、181-3、 183-7 、184-1、194-4、196-7、209-4 上記のうち、ゾーニング図に示した区域のみが対象。	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林		12-4、16-4、17-3、19-3、23-2、26-6、28-2、29-2、35-4、35-10、42-3、43-4、45-1、45-4、46-3、46-5、46-6、59-1、62-4、63-3、64-4、65-2、68-3、69-1、69-2、69-3、72-3、72-5、74-4、75-2、75-4、77-5、77-8、78-2、79-1、79-3、82-3、84-6、85-2、86-3、86-4、87-6、88-8、98-6、98-9、103-5、107-1、107-3、115-1、116-1、117-1、122-1、128-2、128-3、133-4、135-6、136-3、137-6、139-2、140-2、144-2、156-1、159-5、161-5、162-5、176-6、177-2、177-3、177-4、177-5、177-10、178-3、178-5、178-7、178-8、179-1、181-3、183-7、184-1、194-4、196-7、209-4 上記のうち、ゾーニング図に示した区域のみが対象。
		605ha			519ha
【別表 2】 (略)			【別表 2】 (略)		
3 (略)			3 (略)		

第5
1～5 (略)

第6
1～4 (略)

第7
1～2 (略)

3 作業路網の整備に関する事項
 (1) ア (略)

イ

単位（延長：m 面積：ha）

開設/ 拡張	種類	区 分	位 置	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 の面積	うち前半 5 年分	備考
(略)								
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)		松原等	松原	1 箇所 1 箇所	48	—	
拡張	自動車道 (橋梁改良)		大向	大中山	1 箇所	37	○	
拡張	自動車道 (橋梁改良)		大向	大向	1 箇所	662	○	
開 設 計				(局部改良)	4 路線 10, 274m			
拡 張 計				舗装 法面保全 局部改良 橋梁改良 幅員改良	23 路線 20 箇所 47, 120m 14 箇所 9 箇所 2 箇所 1 箇所 1, 827m			

第5
1～5 (略)

第6
1～4 (略)

第7
1～2 (略)

3 作業路網の整備に関する事項
 (1) ア (略)

イ

単位（延長：m 面積：ha）

開設/ 拡張	種類	区 分	位 置	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 の面積	うち前半 5 年分	備考
(略)								
拡張	自動車道 (局部改良)		松原等	松原	1 箇所	48	—	
開 設 計				(局部改良)	4 路線 10, 274m			
拡 張 計				舗装 法面保全 局部改良 幅員改良	21 路線 20 箇所 47, 120m 13 箇所 9 箇所 1 箇所 1, 827m			

ウ	(略)
(2)	(略)
4	(略)
第8	
1～3	(略)
Ⅲ	森林の保護に関する事項
第1	
1～2	(略)
第2	
1	
(1)	森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法
	森林病虫害等の被害対策については、適切な間伐等により風通しを良くし、森林を健全な状態に保つことで森林病虫害等の侵入を阻むとともに、日常の管理を通じて、森林を取り巻く状況を把握し森林病虫害等の早期発見に努めます。
	また、太郎川公園内の松については、公園という性格上、松くい虫による被害を受けないよう監視し、状況に応じた予防措置を図ります。
ナラ枯れの被害対策事業量（計画）（平成 29 年度～令和 3 年度）	
	(削除)
(2)	(略)
2～5	(略)
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項
1～4	(略)

ウ	(略)																																																								
(2)	(略)																																																								
4	(略)																																																								
第8																																																									
1～3	(略)																																																								
Ⅲ	森林の保護に関する事項																																																								
第1																																																									
1～2	(略)																																																								
第2																																																									
1																																																									
(1)	森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法																																																								
	森林病虫害等の被害対策については、適切な間伐等により風通しを良くし、森林を健全な状態に保つことで森林病虫害等の侵入を阻むとともに、日常の管理を通じて、森林を取り巻く状況を把握し森林病虫害等の早期発見に努めます。																																																								
	また、太郎川公園内の松については、公園という性格上、松くい虫による被害を受けないよう監視し、状況に応じた予防措置を図ります。さらに、全国的に爆発的な広がりを見せるカシノナガキクイムシによるナラ枯れについては、松原地区で被害が見受けられており、国、県をはじめとする関係機関と調整のうえ、下記のとおり対処を図ることとします。																																																								
ナラ枯れの被害対策事業量（計画）（平成 29 年度～令和 3 年度）																																																									
<table><tr><th colspan="2">区分／ 年度</th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th><th>令和 元年度</th><th>令和 2 年度</th><th>令和 3 年度</th><th>対象区域</th></tr><tr><td>駆除措置</td><td>伐倒駆除(m3)</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td></td><td>立木燻蒸(m3)</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td></td><td>伐倒燻蒸(m3)</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>19</td><td>1～12、185、186、 199～215 林班 上記林班の一部</td></tr><tr><td></td><td>計</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>予防措置</td><td>樹幹注入(ha)</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td></td><td>計</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr></table>		区分／ 年度		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	対象区域	駆除措置	伐倒駆除(m3)	－	－	－	－	－			立木燻蒸(m3)	－	－	－	－	－			伐倒燻蒸(m3)	－	－	－	－	19	1～12、185、186、 199～215 林班 上記林班の一部		計	－	－	－	－	－		予防措置	樹幹注入(ha)	－	－	－	－	－			計	－	－	－	－	－	
区分／ 年度		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	対象区域																																																		
駆除措置	伐倒駆除(m3)	－	－	－	－	－																																																			
	立木燻蒸(m3)	－	－	－	－	－																																																			
	伐倒燻蒸(m3)	－	－	－	－	19	1～12、185、186、 199～215 林班 上記林班の一部																																																		
	計	－	－	－	－	－																																																			
予防措置	樹幹注入(ha)	－	－	－	－	－																																																			
	計	－	－	－	－	－																																																			
(2)	(略)																																																								
2～5	(略)																																																								
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項																																																								
1～4	(略)																																																								

V その他森林の整備のために必要な事項

1

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

地域名	林 班	地区面積 (ha)
四万川区		3,992.80
西 区		3,212.32
東 区		3,255.12
越知面区		3,516.29
初瀬区		1,991.27
松原区		2,163.73

2～7 (略)

V その他森林の整備のために必要な事項

1

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

地域名	林 班	地区面積 (ha)
四万川区		3,954.79
西 区		3,212.31
東 区		3,240.33
越知面区		3,515.88
初瀬区		1,991.27
松原区		2,163.73

2～7 (略)